

贈収賄禁止に関する基本方針

1. 目的とコミットメント

当社は、公正かつ自由な競争を通じて健全な事業活動を行うため、国内外を問わず、あらゆる贈収賄行為およびこれに類する不正な利益の授受を一切容認しません。

2. 適用範囲

本方針は、当社のすべての役員および従業員に適用されます。また、当社の業務を代行するサードパーティ(代理店、コンサルタント、仲介業者等)に対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 禁止事項(行動指針)

公務員等に対する贈賄の禁止：国内外の公務員、みなし公務員、およびこれらに準ずる者に対し、ビジネス上の有利な扱いを得ることを目的として、直接・間接を問わず、金銭、贈答、接待、その他一切の利益の提供、申し出、約束を行いません。

民間取引先との間の贈収賄禁止：民間の取引先との間においても、社会通念や一般的なビジネス慣習の範囲を超えた、過度な接待・贈答の提供や受領を行いません。不当な利益(キックバック、リベート等)の授受は一切禁止します。

ファシリテーション・ペイメントの禁止：公的な手続きを円滑化・迅速化させるための、法令に基づかない少額の非公式な支払い(便宜供与)を禁止します。

4. 違反時の措置

本方針または関連法令(日本の不正競争防止法、米国のFCPA、英国の贈収賄法等)に違反した従業員に対しては、就業規則に基づき、懲戒解雇を含む厳格な処分を行います。

5. 相談・通報窓口

贈収賄の疑いがある行為を発見した場合、または取引先等から不当な要求を受けた場合は、速やかに【社内通報窓口／上司】に報告してください。会社は、通報者の秘密を厳守し、通報を理由とする不利益な扱いを一切行いません。

制定日：2026年9月1日

三星グループ

代表取締役社長 岩田 真吾